

受注促進・工賃向上設備整備費補助事業実施に係る Q&A

令和6年6月24日現在

【Q1】 交付要綱の「2 補助対象事業」の「対象法人」とは、具体的に何を示すのか

【A1】 「対象法人」には、社会福祉法人、特定非営利活動法人、財団法人、医療法人、社団法人、学校法人、宗教法人、有限会社、合同会社、合資会社、株式会社が含まれます。

【Q2】 補助対象となる事業種別について

【A2】 就労継続支援B型に限られます。

【Q3】 公立施設は本事業の補助対象となるか

【A3】 民間事業者を優先する考え方から運営形態（直営・指定管理等）を問わず、公立施設は補助対象外となります。

【Q4】 交付要綱別表の設備整備における「1品あたり5万円以上」の判断基準はどのようなものか

【A4】 補助申請時で、申請する物品それぞれについて見積り価格が税込5万円を超えていることが必要となります。
そのため、値引き等がある場合には、値引後の1件あたり価格が明記された見積書の添付が必要となります。
なお、実際の購入価格が5万円を下回った場合、当該設備等は補助対象外となります。

【Q5】 補助対象となる設備整備の範囲等について

【A5】 利用者の工賃向上に直接寄与する「生産設備」に限定されます。
障害者の支援に直接的に関係しない初度設備費は、補助対象外となります。
また、被服費や老朽化に伴う設備整備の更新、職場環境の向上を目的としたエアコン等の設置も補助対象外となります。

なお、交付要綱別表にある「単に老朽化に伴う既存設備の更新に係る経費」とは、既存設備が老朽化し、単に同一設備の新しいものに更新する場合等を行います。

もともと、老朽化に伴い、既存設備を買い替える場合であっても、設備の性能・機能が向上しており、その結果、工賃向上につながる場合は、対象となります。

※ 補助対象となるか等について、まずはお電話にてご相談ください。
(就労支援担当：03-5320-4158)

<交付要綱別表より>

補助 対象経費	対象法人が新たな販路開拓や生産性の向上のために必要な備品を整備するために必要な設備整備に要する費用。 ただし、単に老朽化に伴う既存設備の更新に係る経費を除く。
------------	--

【Q6】 データ入力作業に使用するパソコン等のデジタル機器やソフト等も対象となるか

【A6】 単に老朽化に伴う既存設備の更新に係るものではなく、利用者の工賃向上に直接寄与する「生産設備」と扱えるものは補助の対象になります。

【Q7】 主たる設備に付属する周辺設備の取り扱いはどのようになるか

【A7】 性質上、主たる設備と切り離すことができないもの（パソコンに付属するマウス・キーボード等）については、一体のものとして解釈して差し支えありません。

【Q8】 消耗品費も補助対象となるか

【A8】 消耗品費は補助対象外となります。

【Q9】 本補助金で購入した設備について、購入後に故障し、買替えをすることは可能か

【A9】 本補助により購入した設備は、補助金交付要綱第10(17)に定める「財産処分の制限」が適用されるため、「財産の処分制限期間（平成20年厚生労働省告示第384号）に定める期間を経過するまで、知事の承認を得ないで、補助金の交付目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。」と規定されています。

【Q10】 本補助金で購入する設備の契約手続きはどのように行えばよいのか

【A10】 本補助により購入する設備については、補助金交付要綱第10(21)に定めるとおり「都が行う契約手続きの取扱いに準拠しなければならない」とされており、具体的には、別途定めている「施設整備費補助に係る障害者施設等工事請負契約手続き基準」に基づき行わなければなりません。

また設備の予定価格によって、一般競争入札なのか、合い見積もりによる契約なのかが異なります。（見積もり合わせの場合も予定価格により、見積もりを依頼する業者数が異なります。）

【Q11】 工賃実績が1年に満たない事業所は、補助対象となるのか

【A11】 本補助は、生産活動に関わる新たな設備を導入することで、前年度よりも工賃実績を向上させることを目的としているため、前年度実績が1年に満たない場合は対象になりません。